

判定を要する建築物

◆ 一定規模以上の建築物

(建築基準法第20条第1項第2号において規定されるもの)

高さが60mを超える建築物(超高層建築物)以外の建築物で以下のいずれかによるもの

1. 木造で高さ13m又は軒高9mを越えるもの
2. 鉄骨造で地階を除く階数が4以上のもの
3. RC造、RC造で高さが20mを超えるもの
4. その他政令で定めるもの(施行令第36条の2第1号～4号)
 - ・組積造または補強コンクリートブロック造で階数が4以上のもの
 - ・鉄骨造で高さ13m又は軒高9mを超えるもの
 - ・RC造、SRC造を併用するもので、地階を除く階数4以上、または高さ13m又は軒高9mを超えるもの
 - ・上記以外に施行令第36条の2第5号に規定するもの(平成19年国土交通大臣告示第593号)
500㎡を超える鉄骨造や構造を併用したものの床版、屋根版にデッキプレート版を用いた場合、等の規模や構造方法により定めたもの等

◆ 構造計算の種類

建物の構造・規模等に関らず、次のいずれかによるもの

1. 許容応力度等計算(ルート2)
2. 保有水平耐力計算(ルート3)
3. 限界耐力計算 (これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む)
当センターが保有する大臣認定プログラムにより構造計算を行ったもの

また、時刻歴応答解析等は個別に性能評価を受けた上で、大臣認定を取得することとなっているため、構造計算適合性判定は不要となります

2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。